

2026 年 8 月 4 日

各 位

株式会社八十二長野銀行

「公益財団法人八十二みらい財団」2027 年度奨学生の募集について

八十二長野銀行（頭取 樋代 章平）の関連機関である公益財団法人八十二みらい財団（理事長 湯本 昭一）は、2027 年度の奨学金給付希望者を募集いたします。

【2027 年度奨学生募集の概要】

名 称	八十二みらい財団 給付型奨学金
目 的	家庭環境の制約や経済的理由により大学等への進学が困難な高校生を対象とした奨学金給付事業を通じて、修学の機会を諦めざるを得ない高校生の「学びたい」「進学したい」という意欲を後押しし、そうした高校生たちの未来の選択肢を広げ、地域を支える担い手を育成する
応募資格	以下の 1～4 すべてに該当する方 1. 家庭環境の制約や経済的理由等により大学や専門学校等への進学が困難な方 ※ 選考にあたっては、世帯所得等の経済的理由を特に重視します（世帯所得のみで一律に判断するものではなく、多子世帯、ひとり親世帯等の経済的理由を総合的に判断します） 2. 大学等卒業後は、長野県での就業や創業等を通じて、長野県に貢献しようと考えている方 3. 2027 年 4 月に大学や専門学校等へ進学予定の方で、以下①②③のいずれかに当てはまる方 ① 2027 年 3 月に長野県内の高等学校またはそれに準ずる学校※ ¹ を卒業予定の方 ② 2027 年 3 月に長野県外の高等学校またはそれに準ずる学校※ ¹ を卒業予定の方で、本人または保護者等※ ² の住所が長野県内にある方 ③ 高等学校卒業程度認定試験に合格し、本人または保護者等※ ² の住所が長野県内にある満 18 歳以下の方 ※ ¹ 準ずる学校とは、「高等専門学校」「専修学校の高等課程」をいいます ※ ² 保護者等とは、親権を行う方、未成年後見人その他の方で、現に監護する方をいいます 4. 当財団の行事等（奨学生交流会、意見交換会等）に積極的に参加・協力いただける方
給付金額	本奨学金は給付型のため、返済義務はありません 1. 自宅通学 （1）国公立： 年間 50 万円（1 回あたり 25 万円） （2）私立： 年間 60 万円（1 回あたり 30 万円） 2. 自宅外通学 （1）国公立： 年間 80 万円（1 回あたり 40 万円） （2）私立： 年間 100 万円（1 回あたり 50 万円） ※ 国、自治体、民間等が運営する他の奨学金（給付型、貸与型を問いません）との併用受給を可能とします
給付期間	進学した大学や専門学校等における正規の修業年限とします
採用人数	応募状況を基に人数を決定します（概ね 25 名程度を想定しています）
給付時期	原則として年 2 回（6 月・12 月）とし、あらかじめ奨学生が当財団に届け出た奨学生本人名義の銀行口座に振り込む方法とします。入学金や教材費の支払い等、入学前に資金を必要とする場合であって、当財団が必要と認めたときは、初回給付額を上限に入学前に給付することがあります

必 要 書 類	保護者等全員の課税内容証明書、在籍する高校の成績証明書 など (詳しくは、別紙をご確認ください)
応 募 方 法	奨学金サイト「ガクシー」で受付します (詳しくは、別紙をご確認ください)
応 募 期 間	2026 年 7 月 30 日 (木) ～ 2026 年 9 月 5 日 (土)
選 考	提出書類による選考および面接結果を踏まえ、世帯の経済的状況を特に重視しつつ、長野県への関わりや地域社会への貢献に対する意欲、学習意欲、人物、将来の目標等を総合的に評価します
給 付 予 定	2027 年 6 月以降
募 集 窓 口	〒380-0936 長野県長野市岡田 178-13 八十二別館内 公益財団法人 八十二みらい財団 奨学金給付事業事務局

詳しくは、別紙「2027 年度奨学生募集要項」をご確認ください

以 上

公益財団法人八十二みらい財団

2027 年度奨学生募集要項

1. 趣旨

公益財団法人八十二みらい財団（以下、「当財団」という）は、家庭環境の制約や経済的理由等により大学や専門学校等への進学が困難な生徒等に対する奨学金給付事業を通じて、地域社会の発展および社会課題解決に寄与することを目的として、奨学生を募集します。

2. 応募資格

以下の（１）（２）（３）（４）すべてに該当する方を対象とします。

（１）家庭環境の制約や経済的理由等により大学や専門学校等への進学が困難な方

※選考にあたっては、世帯所得等の経済的理由を特に重視します（世帯所得のみで一律に判断するものではなく、多子世帯、ひとり親世帯等の経済的理由を総合的に判断します）

（２）大学等卒業後は、長野県での就業や創業等を通じて、長野県に貢献しようと考えている方

（３）2027 年 4 月に大学や専門学校等へ進学予定の方で、以下①②③のいずれかに当てはまる方

①. 2027 年 3 月に長野県内の高等学校またはそれに準ずる学校※¹を卒業予定の方

②. 2027 年 3 月に長野県外の高等学校またはそれに準ずる学校※¹を卒業予定の方で、本人または保護者等※²の住所が長野県内にある方

③. 高等学校卒業程度認定試験に合格し、本人または保護者等※²の住所が長野県内にある満 18 歳以下の方

※¹ 準ずる学校とは、「高等専門学校」「専修学校の高等課程」をいいます

※² 保護者等とは、親権を行う方、未成年後見人その他の方で、現に監護する方をいいます

（４）当財団の行事等（奨学生交流会、意見交換会等）に積極的に参加・協力いただける方

3. 奨学金の概要

本奨学金は給付型のため、返済義務はありません。概要は以下のとおりです。

（１）給付金額

通学区分 学校区分	自宅通学	自宅外通学
国公立	50 万円/年間 (1 回あたり 25 万円)	80 万円/年間 (1 回あたり 40 万円)
私立	60 万円/年間 (1 回あたり 30 万円)	100 万円/年間 (1 回あたり 50 万円)

（２）給付期間

進学した大学や専門学校等における正規の修業年限とします。

(3) 採用予定人数

応募状況を基に人数を決定します（概ね 25 名程度を想定しています）。

(4) 給付時期

原則として年 2 回（6 月・12 月）とし、あらかじめ奨学生が当財団に届け出た奨学生本人名義の銀行口座に振り込む方法とします。入学金や教材費の支払い等、入学前に資金を必要とする場合であって、当財団が必要と認めたときは、初回給付額を上限に入学前に給付することがあります。

(5) その他

国、自治体、民間等が運営する他の奨学金（給付型、貸与型を問いません）との併用受給を可能とします。

4. 必要書類

応募に際しては以下のすべての書類が必要となります。提出された書類は、選考結果にかかわらず返却いたしません。

(1) 保護者等全員の課税内容証明書（2025 年分）

児童養護施設への入居等、保護者等の課税内容証明書が取得できない場合は提出不要です。

(2) 在籍する高校の成績証明書（直近分）

※高等学校卒業程度認定試験の場合は不要です。

(3) 確定申告書第一表（2025 年分）

※保護者等が個人事業主の場合のみ必要です。

5. 応募方法

奨学金サイト「ガクシー」で応募を受け付けます。詳しくは募集ページをご確認ください。



URL <https://gaxi.jp/project/By2MmgjozMRxznVk>

※応募にはガクシーの会員登録（無料）が必要です。

※郵送（紙）での受付はしていません。

6. 応募期間

2026 年 7 月 30 日（木）～2026 年 9 月 5 日（土）

7. 選考および奨学生の決定

奨学生の選考は、提出書類による選考および面接の結果を踏まえ、世帯の経済的状況を特に重視しつつ、長野県への関わりや地域社会への貢献に対する意欲、学習意欲、人物、将来の目標等を総合的に評価のうえ行います。

(1) 第一次選考試験：書類選考

(2) 第二次選考試験：面接

(3) 奨学生の決定

大学や専門学校等への進学及び在学・通学区分の確認をもって、正式に奨学生として決定します。

(4) 選考結果に関する個別の理由については、お答えしかねますので、ご了承ください。

8. 大学等進学後の学業成績等の報告

奨学生は毎年2回、当財団への学業成績証明書および在籍証明書の提出が必要となります。また、当財団が必要と認めた場合には、奨学生は当財団の求めに応じ、必要な報告または書類の提出を行う必要があります。

9. 異動の届出

奨学生は、次の事項に該当する場合、直ちに当財団に届け出るものとします。

(1) 休学、転学または退学しようとするとき

(2) 学校側から停学、退学等の処分を受けたとき

(3) 住所・連絡先または奨学金振込口座等その他の重要事項に変更があったとき

(4) その他の事由により当財団が届出を求めたとき

10. 奨学金給付の休止及び再開

(1) 奨学生が休学したときは、当財団は奨学金の給付を休止することがあります。

(2) 前項の奨学金給付の休止について、休止理由がなくなると当財団が認めたときは、給付を再開します。

11. 奨学金給付の廃止

奨学生に次の事項が発生したときは、当財団は奨学金の給付を廃止することがあります。

(1) 傷害、疾病等により就学の見込みがなくなったとき

(2) 停学、退学等の処分を受けたとき

(3) 学業成績または素行が不良となったとき

(4) 就職したとき等、奨学金を必要としない事由が生じたとき

(5) 自主退学したとき

(6) 虚偽の給付申請や当財団が求めた各種報告に虚偽があったとき

(7) その他奨学生として適当でない事由が生じたとき

12. 奨学金の返還

当財団は、奨学生が第9項（異動の届出）に定める届出の義務を故意に怠った場合または第11項（奨学金給付の廃止）(6)に定める虚偽の申請等の重大な不正行為があったときは、奨学生または保護者等に対し、給付した奨学金の一部または全額の返還を求めることがあります。

13. 個人情報の取扱いについて

応募書類等に記載の個人情報については、奨学金給付事業及び当財団からの各種情報提供の目的の範囲において利用するものとし、その目的以外には利用いたしません。

【全体のスケジュール】（スケジュールは変更となる場合があります）

年	時期	事柄	備考
2026年	7月30日～ 9月5日	応募期間	ガクシー上で受付します。
	9月	第一次選考	書類審査にて第一次選考を実施します。
	10月	第一次選考結果通知	応募者全員に選考結果を通知します。第一次選考通過者に対して、第二次選考実施日を連絡します。
	11月	第二次選考	面接にて第二次選考を実施します。
		第二次選考結果 (奨学生内定)	第二次選考受験者全員に選考結果を通知します。
2027年	4月	必要書類提出 (奨学生正式決定)	在籍証明書、口座振込依頼書 等
	6月	奨学金給付	2027年度前期分の給付
	11月	必要書類提出	在籍証明書、成績証明書 等
	12月	奨学金給付	2027年度後期分の給付
2028年以降	5月	必要書類提出	在籍証明書、成績証明書 等
	6月	奨学金給付	前期分の給付
	11月	必要書類提出	在籍証明書、成績証明書 等
	12月	奨学金給付	後期分の給付

【本件のお問い合わせ先】

〒380-0936 長野県長野市岡田 178-13 八十二別館内

公益財団法人 八十二みらい財団 奨学金給付事業事務局

Mail: info@82mirai.or.jp

※お問い合わせ内容を正確に確認するため、上記メールアドレス宛にお送りください。

※回答には日数を要する場合がありますので、募集要項を確認のうえ、余裕をもってお問い合わせください。

八十二みらい財団の

給付型 奨学金

のご案内

返済
不要

2027年度 奨学生募集

八十二みらい財団は2027年4月に

大学や専門学校等へ進学予定の方を対象に、奨学生を募集
します。地域社会の発展や社会課題の解決に貢献したいという
意欲を持つ高校生を応援します。



応募期間

2026年

7月30日^木～9月5日^土

対象

2027年4月に
大学・専門学校等へ
進学予定の方

ポイント1

最大
100 (年間)
万円

学校・通学区分により給付
金額を決定します

ポイント2

入学前の
給付

当財団が必要と認めたときに限り、
入学前に給付することがあります

ポイント3

経済面を
重視した選考

選考にあたっては、世帯所得等
の経済的理由を特に重視します

お申し込みはこちら



募集要項詳細は
裏面をご確認ください▶

2027年度奨学生募集要項

応募資格

以下の1.2.3.4すべてに該当する方

1.家庭環境の制約や経済的理由等により大学や専門学校等への進学が困難な方

※選考にあたっては、世帯所得等の経済的理由を特に重視します(世帯所得のみで一律に判断するものではなく、多子世帯、ひとり親世帯等の経済的理由を総合的に判断します)

2.大学等卒業後は、長野県での就業や創業等を通じて、長野県に貢献しようと考えている方

3.2027年4月に大学や専門学校等へ進学予定の方で、以下①②③のいずれかに当てはまる方

①2027年3月に長野県内の高等学校またはそれに準ずる学校※¹を卒業予定の方

②2027年3月に長野県外の高等学校またはそれに準ずる学校※¹を卒業予定の方で、本人または保護者等※²の住所が長野県内にある方

③高等学校卒業程度認定試験に合格し、本人または保護者等※²の住所が長野県内にある満18歳以下の方

※¹:準ずる学校とは、「高等専門学校」「専修学校の高等課程」をいいます

※²:保護者等とは、親権を行う方、未成年後見人その他の方で、現に監護する方をいいます

4.当財団の行事等(奨学生交流会、意見交換会等)に積極的に参加・協力いただける方

給付金額

通学区分 学校区分	自宅通学	自宅外通学
国公立	50万円/年間 (1回あたり25万円)	80万円/年間 (1回あたり40万円)
私立	60万円/年間 (1回あたり30万円)	100万円/年間 (1回あたり50万円)

採用人数

25名程度

給付期間 ・時期

進学した大学や専門学校の正規の修業年限の期間、毎年6月と12月に給付します。
ただし、入学金や教材費の支払い等、入学前に資金を必要とする場合であって、当財団が特に必要と認めたときは、初回給付額を上限に入学前に給付することがあります。

■個人情報の取り扱いについて

応募書類等に記載の個人情報については、奨学金給付事業及び当財団からの各種情報提供の目的の範囲において利用するものとし、その目的以外には利用いたしません。

お問い合わせ先

公益財団法人 八十二みらい財団 奨学金給付事業事務局

〒380-0936 長野県長野市岡田178-13 八十二別館内

Mail: info@82mirai.or.jp

※お問い合わせ内容を正確に確認するため、上記メールアドレス宛にお送りください。※回答には日数を要する場合がありますので、募集要項を確認のうえ、余裕をもってお問い合わせください。